

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公表番号】特表2018-509661(P2018-509661A)

【公表日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2017-566610(P2017-566610)

【国際特許分類】

G 0 2 B	5/20	(2006.01)
G 0 2 C	7/10	(2006.01)
G 0 2 C	7/04	(2006.01)
A 6 1 F	9/00	(2006.01)
A 6 1 F	9/02	(2006.01)

【F I】

G 0 2 B	5/20	
G 0 2 C	7/10	
G 0 2 C	7/04	
A 6 1 F	9/00	
A 6 1 F	9/02	3 0 5
A 6 1 F	9/02	3 7 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つ以上の狭帯域色素を含む光学フィルタであって、前記フィルタの視感透過率が40%から80%の間であり、前記フィルタの赤色・緑色分離係数が1.0よりも大きく、前記光学フィルタの前記視感透過率は、CIE 1932 2度標準観測者によるCIE標準発光体D65の重み付き明順応透過率として定義される、ことを特徴とする光学フィルタ。

【請求項2】

前記フィルタの前記赤色・緑色分離係数は1.25よりも大きい、請求項1に記載の光学フィルタ。

【請求項3】

前記フィルタの前記赤色・緑色分離係数は1.5よりも大きい、請求項1に記載の光学フィルタ。

【請求項4】

前記フィルタの前記視感透過率は50%よりも大きい、請求項1に記載の光学フィルタ。

【請求項5】

前記フィルタの前記視感透過率は50%よりも大きく、前記フィルタの前記赤色・緑色分離係数は1.25よりも大きい、請求項1に記載の光学フィルタ。

【請求項6】

前記フィルタの前記視感透過率は50%よりも大きく、前記フィルタの前記赤色・緑色

分離係数は 1 . 5 よりも大きい、請求項 1 に記載の光学フィルタ。

【請求項 7】

前記フィルタの前記視感透過率は 6 0 % よりも大きい、請求項 1 に記載の光学フィルタ。
。

【請求項 8】

前記フィルタの前記視感透過率は 6 0 % よりも大きく、前記フィルタの前記赤色 - 緑色分離係数は 1 . 2 5 よりも大きい、請求項 1 に記載の光学フィルタ。

【請求項 9】

前記フィルタの前記視感透過率は 6 0 % よりも大きく、前記フィルタの前記赤色 - 緑色分離係数は 1 . 5 よりも大きい、請求項 1 に記載の光学フィルタ。

【請求項 10】

前記フィルタの色が青色である、請求項 1 ~ 9 の何れかに記載の光学フィルタ。

【請求項 11】

前記フィルタの色が青緑色である、請求項 1 ~ 9 の何れかに記載の光学フィルタ。

【請求項 12】

前記フィルタの色が桃色である、請求項 1 ~ 9 の何れかに記載の光学フィルタ。

【請求項 13】

前記フィルタの色が紫色である、請求項 1 ~ 9 の何れかに記載の光学フィルタ。

【請求項 14】

フィルタ色は朱色である、請求項 1 ~ 9 の何れかに記載の光学フィルタ。

【請求項 15】

請求項 1 ~ 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記光学フィルタは、2 つ以上の狭帯域色素を含み、少なくとも 1 0 度の視野にフィルタをかける、ことを特徴とする眼科用眼鏡レンズ。

【請求項 16】

請求項 1 ~ 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記光学フィルタは 1 つの狭帯域色素のみを含む、ことを特徴とする眼科用コンタクトレンズ。

【請求項 17】

請求項 1 ~ 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記光学フィルタは、ピーク吸収波長が約 5 9 5 ナノメートルである 1 つの狭帯域色素のみを含む、ことを特徴とする眼科用コンタクトレンズ。

【請求項 18】

請求項 1 ~ 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記光学フィルタは、ピーク吸収波長が約 5 7 5 ナノメートルである 1 つの狭帯域色素のみを含む、ことを特徴とする眼科用コンタクトレンズ。

【請求項 19】

個人の色覚欠失を調整するためにレンズを処方する方法であって、

前記個人が緑色弱であるかどうかを検査する工程と、

前記個人が赤色弱であるかどうかを検査する工程と、

前記個人が緑色弱であれば、請求項 1 ~ 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記フィルタの 5 7 5 ナノメートルにおける透過率が、5 9 5 ナノメートルにおける前記透過率の少なくとも 2 倍よりも大きい眼科用レンズを処方する工程、及び / 又は

前記個人が赤色弱であれば、請求項 1 ~ 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記フィルタの 5 9 5 ナノメートルにおける前記透過率は、5 7 5 ナノメートルにおける前記透過率の少なくとも 2 倍よりも大きい眼科用レンズを処方する工程と、を備えることを特徴とする方法。

【請求項 20】

請求項 1 から 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記光学フィルタは 1 つの狭帯域色素のみを含む、ことを特徴とする光源組立体。

【請求項 21】

請求項 1 から 1 4 の何れかに記載の光学フィルタを備え、前記光学フィルタは 2 つ以上の狭帯域色素を含む、ことを特徴とする光源組立体。

【請求項 2 2】

1 つ以上の狭帯域色素を含む光学フィルタであって、CIE 1932 2 度標準観察者による CIE 標準光源 D 6 5 の重み付き明順応透過率として定義される前記フィルタの視感透過率が 70 % よりも大きく、前記フィルタの赤色 - 緑色分離係数が 0.25 よりも大きく、HEV 減衰係数が約 5.0 よりも大きい、ことを特徴とする光学フィルタ。

【請求項 2 3】

前記フィルタの前記視感透過率が 80 % よりも大きい、請求項 2 2 に記載の光学フィルタ。

【請求項 2 4】

前記フィルタの白色点の (x, y) 座標が、標準発光体 D 6 5 、前記 CIE 1932 2 度標準観察者、及び CIE Y × y 色度座標系に関して (.31, .33) の 0.05 単位内にある、請求項 2 2 ~ 2 3 の何れかに記載の光学フィルタ。

【請求項 2 5】

前記フィルタの前記白色点の前記 (x, y) 座標は、前記標準発光体 D 6 5 、前記 CIE 1932 2 度標準観察者、及び前記 CIE Y × y 色度座標系に関して (.31, .33) の 0.025 単位内にある、請求項 2 2 から 2 3 の何れかに記載の光学フィルタ。

【請求項 2 6】

1 つ以上の狭帯域色素と、少なくとも 1 つの青色吸収性標準色素とを含む光学フィルタであって、CIE 1932 2 度標準観察者による CIE 標準発光体 D 6 5 の重み付き明順応透過率として定義される前記フィルタの視感透過率が 40 % よりも小さく、前記フィルタの赤色 - 緑色分離係数が 0.25 よりも大きく、HEV 減衰係数が少なくとも約 40 である、ことを特徴とする光学フィルタ。

【請求項 2 7】

請求項 2 2 ~ 2 6 の何れかに記載の光学フィルタを備える、ことを特徴とする眼科用眼鏡レンズ。

【請求項 2 8】

直線偏光子を含む、請求項 2 7 に記載的眼科用眼鏡レンズ。

【請求項 2 9】

光発色性色素を含む、請求項 2 7 に記載的眼科用眼鏡レンズ。

【請求項 3 0】

請求項 2 2 ~ 2 5 の何れかに記載の光学フィルタを備える、ことを特徴とする眼科用コンタクトレンズ。

【請求項 3 1】

請求項 2 2 ~ 2 5 の何れかに記載の光学フィルタを備える、ことを特徴とする眼科用眼球内レンズ。